

知って得する!

法律コラム



弁護士 川田啓介

労災の上乗せ保険に 加入していますか？

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。

こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

企業の経営者の皆様、従業員の方々が安心して働ける環境を整えることは、企業の発展に不可欠です。

どれだけ注意を払っていても、予期せぬ労働災害は起こり得るものです。

「うちの会社は労災保険に入っているから大丈夫」そう思っていないですか？

実は、法定の労災保険だけではカバーしきれないリスクが存在します。

2 労災保険の補償範囲の「落とし穴」

労働者災害補償保険(労災保険)は、労働者の業務上の負傷、疾病、障害、死亡に対して、国が事業主に代わって保険給付を行う公的な制度です。

しかし、この労災保険は発生した損害のすべてを賄うわけではありません。

労災保険は、治療費や休業補償といった最低限の実損害に対する補償が中心です。

精神的な苦痛に対する慰謝料は、労災保険からは一切支払われません。

例えば、従業員の方が労災により重い後遺障害を負ってしまった場合、治療費や休業中の賃金は労災保険から給付されますが、被った精神的苦痛に対する慰謝料は労災保険の範疇外なのです。

また、この場合の損害賠償請求には、労災保険ではカバーされない慰謝料だけでなく、逸失利益(事故がなければ将来得られたであろう収入)や、将来にわたる介護費用などが含まれることがあり、その額は数千万円単位になることも珍しくありません。

3 労災保険だけでは賄えない 高額賠償リスクの具体例

労災の上乗せ保険がない場合のリスクについて、具体的な事例を題材にご紹介します。

事例1：足場からの転落事故

建設現場で足場が適切に組み立てられず、20代の作

業員が転落し、脊髄を損傷して一生車椅子生活を余儀なくされたケース。

労災保険からは治療費などが支払われましたが、作業員側は「安全帯の着用指導が不十分だった」として、企業に慰謝料と逸失利益などとして1億円の損害賠償を請求しました。

労災保険からは最低限の賠償しかなされないので、会社が数千万円単位の賠償責任を負うリスクがあります。

事例2：過労死

デスクワークの労働者が長時間労働により脳疾患を発症し、亡くなったケース。

遺族は「会社が適切な労務管理を行わず、過度な労働を強いた結果だ」として、企業に対して慰謝料、逸失利益などを含む7000万円の損害賠償を請求しました。

このような過労死事案も、会社の落ち度が認められれば多額の賠償責任を負う可能性があります。

4 経営者を守る「労災の上乗せ保険(任意保険)」

このような万が一の事態に備え、労災の上乗せ保険(任意保険)への加入をおすすめします。

政府の労災保険だけでは不足する部分、特に慰謝料などの賠償責任をカバーするための保険です。

上乗せ保険に加入していれば、上記のような高額な賠償責任が発生した際にも、保険会社はその費用を負担してくれるため、企業の金銭的ダメージを最小限に抑えることができます。

5 まとめ

労災事故が発生してしまった場合、労災保険のみの加入だと、企業にとって取り返しのつかない事態に発展する可能性があります。

もし、労働災害に関してご不安な点がある、あるいは実際に労災事故が発生してしまいどう対応すべきかわからないといった場合は、弁護士への相談もご検討ください。